

介護保険料の見直し 介護保険制度は介護を必要とする高齢者を社会全体で支える仕組みで、平成12年に開始され、3年に1回、向こう3年間のサービス量などを見積り、保険料が改定されます。個別の保険料額については、6月中旬に郵送にて通知します。

介護保険料の納め方 特別徴収の方は、年金の受給額からの天引きとなります。普通徴収の方は、口座振替をご利用になるか、町から送付される納付書により、金融機関などでお支払いください。

第九期介護保険料段階		負担割合	前年度 年額保険料	年額保険料	
第1段階	世帯全員が 住民税非課税	・生活保護受給者の方 ・世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金（※1）を受けている方 ・世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額（※2）+課税年金（※3）収入額が80万円以下の方	0.285	19,080円	16,080円
第2段階		世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えて120万円以下の方	0.485	31,800円	27,360円
第3段階		世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超えている方	0.685	44,520円	38,640円
第4段階	本人が 住民税非課税	世帯員のいずれかに住民税が課税されているが、本人は、住民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.90	57,240円	50,760円
第5段階		世帯員のいずれかに住民税が課税されているが、本人は、住民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えている方	1.00	63,600円	56,400円
第6段階	本人が 住民税課税	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.10	76,320円	62,040円
第7段階		本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上で210万円未満の方	1.20	79,500円	67,680円
第8段階		本人が住民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上で320万円未満の方	1.30	92,220円	73,320円
第9段階		本人が住民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上で420万円未満の方	1.40	101,760円	78,960円
第10段階		本人が住民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上で520万円未満の方	1.60	114,480円	90,240円
第11段階		本人が住民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上で620万円未満の方	1.90	117,660円	107,160円
第12段階		本人が住民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上で720万円未満の方	2.10	127,200円	118,440円
第13段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上の方	2.30	139,920円	129,720円	

- ※1 老齢福祉年金 明治44年（1911年）4月1日以前に生まれた方、または大正5年（1916年）4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けられる年金です。
- ※2 合計所得金額 「所得」とは、実際の収入金額から「必要経費の相当額」と「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除」を控除した額となります。また、住民税非課税の方は「年金収入に係る雑所得の金額」も控除されます。
- ※3 課税年金 障害年金及び遺族年金以外の年金です。

令和6・7年度後期高齢者医療の保険料率額・賦課限度額が変わります

令和6・7年度分の後期高齢者医療保険料率額及び賦課限度額は、下表のとおりです。

	令和6・7年度 (A)	令和4・5年度 (B)	(A) - (B)
均等割額 (年額)	45,900円	43,100円	+2,800円
所得割率【軽減用所得割率】※1	10.08%【9.43%】	8.78%	+1.33%【+0.65%】
賦課限度額 (年間)	80万円※2	66万円	+14万円

- ※1 軽減用所得割率：賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方に対し、令和6年度に限り適用する所得割率
- ※2 年齢によって賦課限度額が異なります。詳細は町ホームページをご覧ください。